

「食育基本法」は、食育に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として、施行されたものである。

食育推進計画の基本計画作成割合目標は都道府県 100%、市町村 50%以上としているが、都道府県の食育推進計画作成割合は、目標設定当時の 85.1%から 100%であり、目標を達成している。

一方、市町村における食育推進計画作成割合は、目標設定当時の 4.1%から 90.3%であり、目標を達成していることがわかる。しかしながら、市町村での作成割合が 100%であるのは、22 県であり、目標達成にむけて更なる対応が必要となっている。そこで、北海道の現状をみると、管内市町村の食育推進計画作成割合が 78.8%であり、これは、75～100%未満のため、「目標達成にむけて更なる対応が必要」という分類に該当することが把握できる。食育推進基本計画の基本的な方針である3つの重点事項、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推」「持続可能な食を支える食育の推進」「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進が定められている。このことをふまえ、北海道における食育推進計画の課題は、国の取り組みと共に学校、保育所など、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の様々な立場の関係者の緊密な連携・協働の下、食育を推進していくことが必要であると考えらる。

そこで、課題解決に対する自身の考えを次のとおり、まとめる。

農林水産省では、市町村食育推進計画の作成・見直しに当たって留意事項や参考となる情報のとりまとめ、情報提供、研修会等への講師派遣など都道府県と連携して市町村食育推進計画作成の支援をすすめている。

これらをふまえて、毎年6月「食育月間」には、市町村における広報媒体や行事等を活用した取り組みの展開を考えたい。展開の例では、地域のスポーツチームと連携した「食育月間セミナー」、SDGS の視点で食育に取り組む、デジタル化に対応した「食育推進ネットワーク」発信、JA(農業協同組合)と連携した親子料理体験教室と交流会の開催などの提案である。開催だけでなく、イベント後のアンケート調査ならびに食育の取り組みを誰にでもわかりやすく発信するため、絵文字で表現した「食育ピクトグラム」および「食育マーク」の普及をはかることなどが考えられる。さらに、SNS の活用やインターネット上でのイベント開催及び動画配信、オンラインでの食育の展開、農林水産省 YOUTUBE の動画利用、北海道の郷土料理の紹介などデジタル化に対応する食育の推進も挙げられる。

以上より、市町村の食育推進計画を作成する上で国民一人ひとりが食に関する意識を高めることができるような国民運動につながる推進計画がのぞまれる。(1200 文字)